

平成二十二年二月二十六日受領
答弁第一三三八号

内閣衆質一七四第一三八号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

御指摘の説明会は、平成二十一年十二月二十五日に平成二十二年度予算が閣議決定され、これが国会において成立すれば、速やかに地方公共団体において、同予算に計上されている「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給」に係る事業の実施が求められることが予想されることから、文部科学省が地方公共団体に対して、当該事業の内容や文部科学省において検討中の法制上の措置について説明を行ったものであり、御指摘のような憲法上の問題は生じないものと考えている。